

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

<2025年 2月 1日 改定>

1. 当事業所が提供するサービスについてのご相談窓口

電話 042-499-7731 (平日:午前9時~午後5時)

担当介護支援専門員: _____

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業者(法人)の概要

名称・法人種別 公益社団法人 調布市医師会
代表者役職・氏名 会長 荒井 敏
法人所在地 東京都調布市小島町3-68-9
電話番号 042-483-8648
設立年月日 2010年11月

3. 調布市医師会指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	調布市医師会指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都調布市小島町3-68-9
管理者	鈴木 幸
電話番号	042-499-7731
FAX番号	042-499-7699
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都1374200325号)
開設年月	2000年4月1日
サービスを提供する地域	調布市全域

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	職 名	常勤人数
管理者	介護支援専門員	1名
従業者	介護支援専門員(専従)	1名以上

(3) サービスの営業日・営業時間

営業日	月曜日~金曜日	営業時間	午前9時~午後5時
休業日	土・日・祭日・年末年始(12月29日~1月3日)		
連絡先	営業時間内: 042-499-7731 営業時間以外もしくは休業日 ・080-2006-1838 ・080-8700-9238 ・080-2006-2786 メールの対応は翌営業日以降となりますのでご了承下さい。		

4. 居宅介護支援の申し込み後の流れと主な内容

申し込み → ① 訪問・契約 → ② ご利用者又はご家族との話し合い
→ ③ 居宅サービス計画原案の立案 → ④ サービス担当者会議
→ ⑤ ご利用者又はご家族へ説明し、同意を得る → ⑤ サービス提供
→ ⑥ モニタリング(月1回以上)

5. 利用料金

- (1) 料金規定は別紙【居宅介護支援費一覧表】のとおりです。
- (2) 交通費
前記3の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- (3) 解約料
ご利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

6. サービスの終了

- (1) ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
お申し出下さればいつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- (3) 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ご利用者が長期入院した場合
 - ・ご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- (4) その他
職員へのハラスメントにより、契約を解除する場合があります。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- (1) 運営の方針
ご利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・福祉の側から援助を行います。
- (2) 居宅介護支援の実施概要等
居宅介護支援の手法については、ご利用者及びご家族に面接して情報収集し、解決すべき課題を把握します。サービスの内容などの情報を提供し、選択を求め、居宅サービス計画を作成します。
その際、ご利用者は当該地域における複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画に当該居宅サービス事業所を位置づけた理由の説明を求めることができます。
ご利用者の同意を得た上でサービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (4) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	(有) 無	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	(有) 無	介護保険上に規定された
介護支援専門員への研修の実施	(有) 無	アセスメント方式により実施します

(5) 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ (無)	評価結果の開示状況	有 ・ (無)
実施した直近の年月日		実施した評価機関の名称	

(6) サービスの提供の記録

サービス提供の記録は2年間保管します。ご利用者は複写物の交付を受けることができます。

8. 入院時のご協力をお願い

入院の場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えくださいますようお願いいたします。居宅における情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関におけるご利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながるため、ご協力をお願い申し上げます。

9.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

10.身体拘束について

事業所は、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに区市町村・ご利用者のご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月毎に定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供が一時的に困難になる場合があります。しかし居宅介護支援を継続的、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

14. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所のご利用者の苦情担当

管理者 鈴木 幸

電話 042-499-7731

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

調布市福祉健康部高齢者支援室介護給付係 042-481-7321

東京都福祉保険局 介護保険相談窓口 03-5320-4597

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 03-6238-0177

15. ハラスメントについて

事業所は、誰であっても、誰からもハラスメントを受けることが無いように必要な措置を講じます。
ハラスメントとは、暴力・暴言・または著しく不当な要求、その他相手方に著しく迷惑をかける言動・または相手方に不快感を与える言動(セクシャルハラスメント)を総称しています。

- (1) ハラスメント防止対策に関する指針の整備をしています。
- (2) 従業者に対して、ハラスメントを防止するための定期的な研修をしています。
- (3) 事業所からのお願いです。
 - ① 職員に対する金品の心づけはお断りしています。
 - ② 職員からハラスメントを受けた場合は、管理者へご連絡ください。
 - ③ 職員の心身に危害を及ぼす、またはそのおそれのある行為は行わないでください。
信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

16. 秘密保持と個人情報の取扱いについて

(1) ご利用者またはご家族に関する秘密の保持について

- ① ご利用者またはご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- ② サービスを提供する上で知り得たご利用者またはご家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 業務上知り得たご利用者またはご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族の個人情報を用いません。
- ② ご利用者またはご家族に関する個人情報が含まれる記録物、紙によるもの他、電磁的記録、MCS(調布市で導入している情報共有ツール メディカルケアステーションにおいては、ちょうふ在宅ネット運用規則に遵守した活用)については管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- ③ 当事業所で管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正 追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を _____ 年 月 日 に行いました。

【事業者】所在地 東京都調布市小島町3-68-9
名称 調布市医師会指定居宅介護支援事業所
説明者 氏名 _____ (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を _____ 年 月 日 に受け、同意しました。

【利用者】住所 東京都調布市
氏名 _____ (印)

【家族または代理人】住所

氏名 _____ (印)
(利用者との関係 : _____)